

# 避難行動要支援者 避難支援事業のご案内

## 平常時から災害に備える避難支援のとりくみ

この事業は、日頃からの地域の助け合い（共助）によって、災害時の被害を可能な限り減少させるための取組です。

### 1 事業概要

高齢者や障害のある方など、災害時に自分の力で避難することが困難な方（**避難行動要支援者**）を対象とした名簿（避難行動要支援者名簿）を作成し、その名簿を地域支援者に提供することで、平常時の見守り活動や災害時の安否確認・避難支援などの地域における助け合い（共助）の取組を推進し、災害による被害を可能な限り減少させることを目的とした事業です。

### 2 対象となる方

次の①～⑦のいずれかの要件に該当する方のうち、災害時の避難支援を希望する方

- ①75歳以上の高齢者のみの世帯の方
- ②介護保険法による要介護3、4又は5の認定を受けている方
- ③身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている方
- ④療育手帳Ⓐ又はAの交付を受けている方
- ⑤精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の交付を受けている方
- ⑥市や地域支援者等が認める自力避難が困難な方
- ⑦その他、自力で避難することが困難な方

（例）難病患者、妊産婦、日本語に不慣れな外国人の方など



### 3 地域支援者

市は、次の団体・個人に名簿等を提供し、平常時及び災害時の支援を依頼します。

- ①市と協定を締結した自治会
- ②民生委員・児童委員
- ③消防団
- ④消防署
- ⑤警察署
- ⑥地域包括支援センター
- ⑦社会福祉協議会

## 4 事業イメージ

### 避難行動要支援者

#### 【Aグループ】

- ・要介護認定を受けている方
- ・身体障害者手帳の交付を受けている方
- ・療育手帳の交付を受けている方
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方



#### 【Bグループ】

- ・75歳以上の高齢者のみの世帯の方
- ・自力で避難することが困難な方  
(例) 難病患者、妊娠婦、日本語に不慣れな外国人など



①災害時の避難支援の実施に関する意向確認  
【Aグループ】の方のみ

②避難支援の届出書の提出  
+  
わたしの避難計画書の提出

⑤平常時の見守り、  
わたしの避難計画書の作成支援  
+  
災害時の安否確認・避難支援

### 狭山市



③同意者名簿の作成  
+ わたしの避難計画書の取りまとめ

### 地域支援者



- ・協定締結自治会
- ・民生委員・児童委員
- ・消防団
- ・消防署
- ・警察署
- ・地域包括支援センター
- ・社会福祉協議会

④名簿情報等の提供

地域支援者による支援は、地域における助け合い（共助）に基づく「任意」の取組であるため、同意者名簿への登載及びわたしの避難計画書の提出によって、災害時の避難支援等の実施を保証するものではありません。  
また、地域支援者は本事業への協力に当たって、法的な責任や義務を負うことはありません。

## 5 同意者名簿への登載方法

同意者名簿へ登載に当たっては、個人情報等の提供に関する同意が必要となるため、「避難支援の届出書（狭山市避難行動要支援者名簿登載申請書 兼 同意書）」の提出が必要です。

申請書は、市公式ホームページからダウンロードできるほか、市役所 2 階：危機管理課の窓口で配布しています。

また、電子申請も可能です。詳しくは市公式ホームページをご確認ください。

## 6 個別避難計画書の作成

災害時の避難支援を具体的かつ実行性のあるものとするため、「わたしの避難計画書（個別避難計画書）」を作成し、提出してください。（任意）

計画書（様式）は、市公式ホームページからダウンロードできるほか、市役所 2 階：危機管理課の窓口で配布しています。

問合せ先  
提出先

〒350-1380

狭山市入間川1丁目23番5号 狹山市役所 危機管理課

電話：04-2968-6527 FAX：04-2954-8670

受付時間：月曜日から金曜日の8時30分～17時15分（祝・休日、12月29日から1月3日を除く）  
(令和8年2月2日以降は9時～16時30分)



申請書等のダウンロードはコチラ